

令和5年12月28日
文化庁国語課

登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関に係る規程の審査基準案
に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関に係る規程の審査基準案」について、令和5年9月27日から令和5年10月27日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計46件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

主な意見の概要	文化庁の考え方
実践研修をオンラインで行う場合の要件を明確に示すべき。全体に占める上限単位時間数や受講生の人数上限などを定めないと、質の保証ができなくなる。	実践研修を遠隔授業で実施する場合の手法の要件について定めるとともに、遠隔授業の場合を含めて収容定員数や同時に授業を受ける受講者数を適切に定めるべき旨を規定することとします。
教壇実習等含めて実践研修をオンラインでできるようにすべき。	審議会での議論において、質の確保の観点等から模擬授業と教壇実習は対面で実施すべきとされたため、元案のとおりとします。
実践研修や養成課程の指導者・教授者の数について、1人当たりの指導者・教授者の負担が大きくなりすぎないよう、更なる制限を設けるべき。	指導者や教授者の配置基準のみならず、同時に授業を受ける受講者数を適正に定めるべきことを規定する等により、指導者・教授者による指導や授業が適正に実施されるよう制度を運用していきます。
「受講者1人につき45分以上の授業の補助を単独で2回以上行う」について、教壇実習機関や受講生等の負担が大きいので1回にすべき。	審議会での議論において、登録日本語教員の質の確保のため2回以上とすべきとされたため、元案のとおりとします。
教壇実習機関の指導者が指導する受講者数については、「同時期に指導する受講者の数は20人を超えていないこと」のまま、変更しないでいただきたい。	教壇実習機関において1人の指導者が同時期に指導する受講者数については、元案のとおり規定しています。
日本語教育といつても様々であり、認定日本語教育機関以外での教壇実習について、認めない、又は一定の要件を定めるべき。	認定日本語教育機関以外の教育機関を教壇実習機関とする場合について、適正な教壇実習が実施されるよう要件を定めています。
養成課程の審査や事前相談において、単位の読み替えのチェックを慎重に行うべき。「必須の50項目」の内容を拡大	コアカリキュラムに基づいて養成課程内容の確認を行うこととしており、御指摘の「50項目」から教育実習を除

解釈するのではなく、しっかりと「必須の 50 項目」を教授することを徹底すべき。	いた 49 項目ごとの実施方法等についても、しっかりと確認し、判断することとしています。
登録日本語教員養成機関の定員については定めてあることが重要なのではなく、環境に対して適切な収容定員数が設定されているかが重要。	教授者数、施設及び設備その他の条件を考慮して、適切な数の収容定員数を定めるべきことを規定します。
機関毎に修了率などの定着性に関する指標を評価基準に加えて欲しい。	受講者数や修了者数等は国に報告を求めるとしており、それに基づき、必要に応じて指導・助言をしていきます。
第三者評価を推奨しているが、質の保証という意味から必須にすべき。	客観的な質保証の観点から、第三者評価の実施を推奨していきます。
大学や専修学校であっても、日本語教師養成課程について適正な評価が実施されているとは限らないため、同様に適正な評価の実施を求めるべき。	大学や専修学校であっても適正な評価の実施を求めるることは同様です。併せて、こうした学校等では、既に適正な評価が実施されている場合があり、その際は、改めて実施を求めるものではない旨を明確化していきます。
養成機関同士が連携して登録する形も可能とすべき。	御意見を踏まえて複数の登録日本語教員養成機関が共同で 1 つの養成課程を実施できることとします。
制度そのものの理解促進や基準の解釈の明確化など、制度のわかりやすい周知をしてほしい。	御意見を踏まえて周知等に努めてまいります。